

お知らせ（器）014

平成 29 年 6 月 30 日

### 特定器材マスターの改定について

今般、平成 28 年 3 月 4 日付け厚生労働省告示第 56 号「別表Ⅸ 経過措置」(2)に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの廃止年月日は、平成 29 年 6 月 30 日であることから、平成 29 年 7 月診療分以降の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

また、内容については別紙をご確認ください。

### 記

特定器材コードの廃止（変更区分「9」：1コード）

別紙\_特定器材マスター登録内容の一部変更（平成29.6.30廃止）

別表 番号	区分 番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額 種別	金額	変更 区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
2	144	710010859	両室ペーシング機能付き植込型除細動器（4極用・MR I）・指定	1	4,610,000	9		廃止		